

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

本町ではこれまでも、「高齢者福祉計画」「障がい福祉ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」等の行政計画に基づき、町民の暮らしの充実に向けて、福祉施策に取り組んできました。

しかしながら、近年、ひきこもり、介護疲れ、育児不安といった公的なサービスの提供だけでは対応できない問題が増えています。

また、こうした問題は、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育など生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合が多いため、地域、ボランティア、事業所や団体、行政が連携し、包括的に支援していくことが必要です。

本町は、団塊世代が全員75歳を超える「2025年問題」を見据え、日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきましたが、これは高齢者支援に特化した内容でした。

現在、この「地域包括ケアシステム」の拡大・深化版として、本町では新たに「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、高齢者だけでなく、障がいのある人、子ども等への支援も地域の中で包括的に提供できるような支援体制を構築し、地域の中で支え合いながら、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するものです。

この「地域共生社会」の実現のために、具体的な取組を示したものが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。この計画の中で、誰が、何を、どのように取り組んでいくのかを明確にし、東郷町における「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進していきます。



■(参考)社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)〈抄〉

※ 地域包括ケアシステムの強化のため介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)による改正後

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■近年の国の主な動き

年	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法」一部改正（平成 30 年施行） <ul style="list-style-type: none"> ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ②①の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ③地域福祉計画策定の努力義務化 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表 ・「成年後見制度利用促進専門家会議」の設置
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治体戦略 2040 構想研究会報告 第 1 次・第 2 次」 ※自治体は、新しい公共私相互の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換することや、共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」等一部改正（児童虐待防止対策の強化等） ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の中間とりまとめ ・「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」の設置

コラム 地域福祉とは

私たちは、生まれてからたくさんの人と出会い、毎日の衣食住だけでなく、趣味や社会活動など様々な経験をしますが、そういった暮らしや活動の基盤となるのは「地域」です。

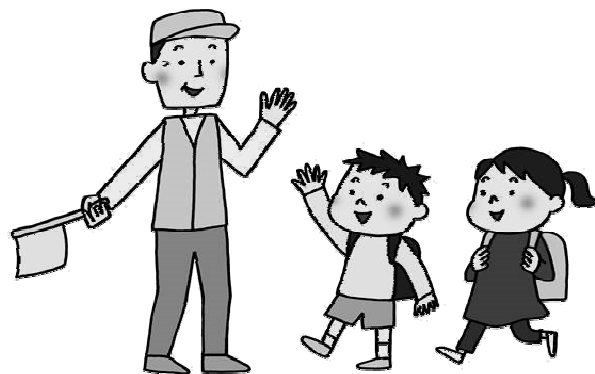
あらゆる人が住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無に関係なく安心して暮らせるように、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域における福祉課題の解決に向けた取組を行うことを「地域福祉」と言います。

認知症などによって要介護状態になっても、心身の障がいがあっても、どのような状態であっても、地域で自分らしく暮らせることを目指し、地域福祉を推進する必要があります。

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

そのためには、町民、地域、ボランティア、事業所、社会福祉協議会、町（行政）等が、それぞれの役割の中で、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、包括的・横断的な体制を築くことが大切です。

町民の主体的な活動で対応できるもの	協働で取り組むもの		行政施策として行うべきもの
<p>じじよ 自助</p> <p>自分のことを自分ですること</p>	<p>ごじよ 互助</p> <p>家族、友人、隣近所など、個人的な関係性の中で助け合うこと</p>	<p>きょうじよ 共助</p> <p>自治会、ボランティア、NPOなど、地域の中の町民同士が支え合うこと</p>	<p>こうじよ 公助</p> <p>保健、医療、福祉などの公的な支援・サービス</p>

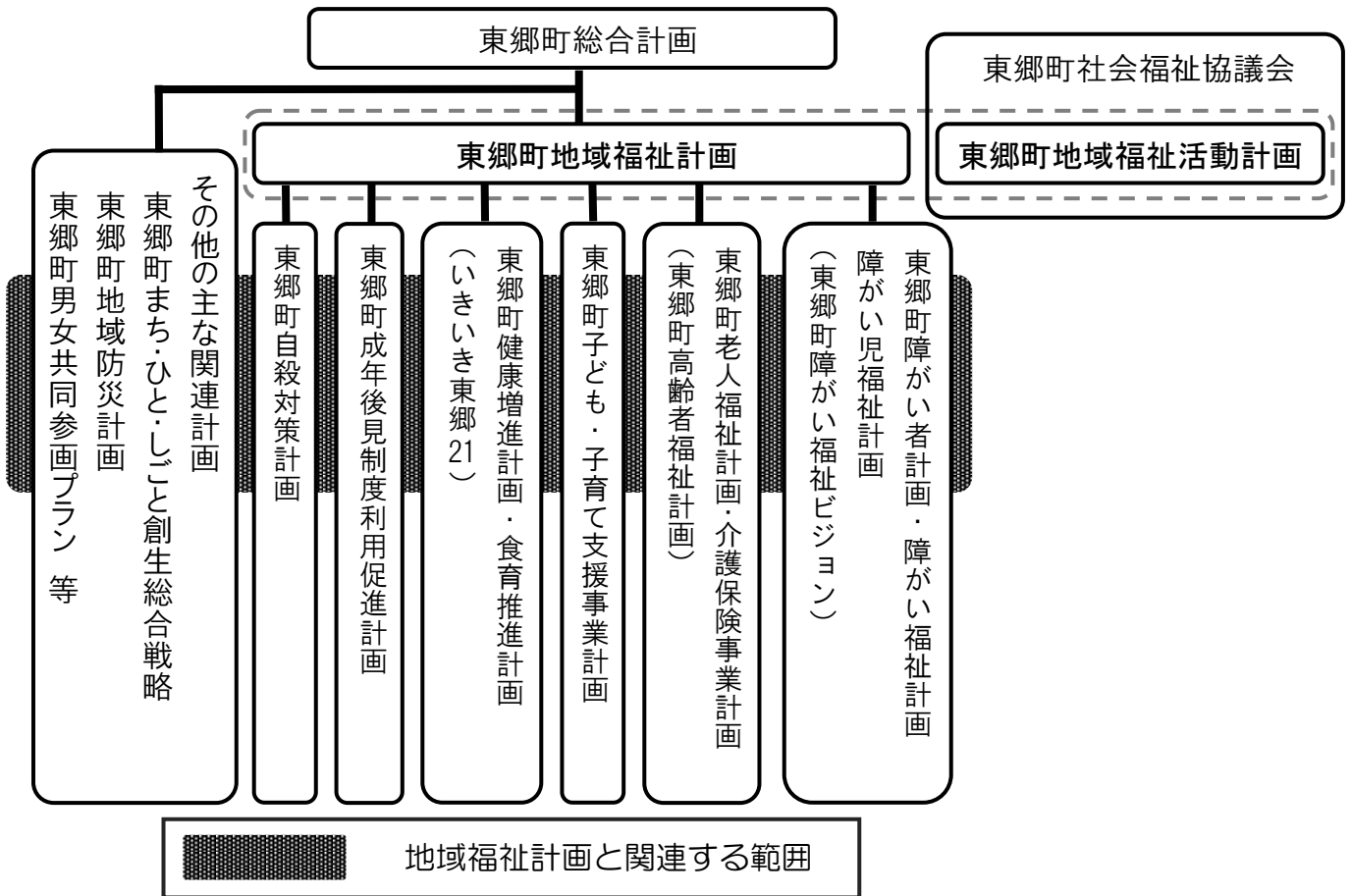


2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定するものです。

東郷町総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種関連計画（東郷町障がい福祉ビジョン、東郷町子ども・子育て支援事業計画、東郷町高齢者福祉計画、いきいき東郷 21 等）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、本計画は、社会福祉協議会が同法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する「地域福祉活動計画」の内容を盛り込んでいます。



3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6か年を計画期間とします。

	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
総合計画		第5次	第6次					□□
地域福祉計画		第1次						第2次
地域福祉活動計画		第5次						第6次
自殺対策計画		第1次						第2次
成年後見制度利用促進計画		第1次						第2次
障がい者計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第4次	第5次						
障がい福祉計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第5期	第6期		第7期				
障がい児福祉計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第1期	第2期		第3期				
老人福祉計画・介護保険事業計画 (東郷町高齢者福祉計画)	第7期	第8期		第9期				
子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期				第3期		□□
健康増進計画・食育推進計画 (いきいき東郷21)		第2次			第3次			□□